

栄東まちづくり協議会 6 月協議会 議事録

日 時：2025 年 6 月 5 日（木）18:00～19:15 場 所：栄東まちづくり協議会会議室

出席者：辻本、野田、田端、横江、近藤、佐野、尾崎、藤井、横井、渡邊、山岡、上杉、鈴木

●定足数及び議事録署名人について

13 人中 13 人の出席で栄東まちづくり協議会規約第 10 条第 2 項の規定（在籍委員の過半数の出席）により有効に成立。議事録署名人：田端副会長、横江副会長

■議題

1. 2025 年度における事業評価及び次年度地域要望について

2025 年度における事業評価及び次年度地域要望について資料のとおり説明した。

＜審議事項＞ 2025 年度における事業評価及び次年度地域要望について、資料記載の方針案をもとに実施することが全員一致で承認された。

（質問、意見）なし

2. 違法駐車防止ステッカーについて

違法駐車防止ステッカーについて資料のとおり説明した。

＜審議事項＞ 違法駐車防止ステッカーについて、資料記載の素案を参考に各地域団体で本件の実施についての情報共有及び意見集約を行い、6 月 23 日までに事務局へ報告することが全員一致で承認された。

（質問、意見）

- ・ 駐車違反をする人はほぼ確信犯であるため、今回の取り組みは予算の無駄遣いである。
- ・ 確信犯や悪質な人に対する対策は警察も含めて別にあると思う。栄東地域には様々な人が車で集まってくるため、何もしないよりは、違法駐車に対する意識を高めるための啓蒙的な運動を地域としてやった方がいいと思う。
- ・ 自転車通行帯のペイントがされることで多少の効果はあると思う。自転車駐輪場が設置されたことで放置自転車が減ったのは、駐輪場以外に停めると自転車を持っていかれるという厳罰化が周知徹底されたからだと思うため、違法駐車に関してもそういったロビー活動等もした方がいいと思う。
- ・ 10 年程前に町内会で駐車違反に対する看板（「違反者には町内会が警察にレッカー車を要請します」「駐車違反ゼロを目指す町内会」）を段ボールで作って街路灯に設置したところ、駐車違反がなくなったという実績がある。「駐車禁止」は警察も表示しているがそれを分かったうえで駐車違反をするため、看板の文言の中に「町内会」を入

れることで住民も見ているということを訴え、駐車違反を減らそうという取り組みである。

- ・ステッカーは違法駐車をする人にプレッシャーを与えるものであるが、違法駐車を抑制しようという気持ちがある地域であることも表せるため、警察に対してもプレッシャーを与えることになり、取り締まりの強化へつながればよいと思う。そういった点も含め、栄東まちづくりの会としてこの取り組みに賛成するということを、栄東発展会との合同定例会の場で表明した。
- ・デザインについて、現在の案に駐禁マークが入っているのは外国人にも伝わるようにという観点であり、各国語版や複数の言語表示は難しいと考えた経緯がある。実施が決まってから、デザインについて更に検討する。
- ・自転車通行帯ができることで違法駐車が減ってステッカーを貼る必要がなくなる可能性もあるため、通行帯整備後の様子を見てから実施するかを決めた方がよいと思う。

3. 街路灯整備事業 街路灯の整備について

(1) 2025 年度整備について

2025 年度整備について資料のとおり説明した。

＜審議事項＞ 2025 年度整備について、資料記載の仕様案及びスケジュール案をもとに事業を進めることと、地先確認及びその結果報告（7 月 25 日まで）を栄東発展会に依頼することが全員一致で承認された。

（質問、意見）なし

(2) 移設可能な街路灯の選定について

移設可能な街路灯の選定について資料のとおり説明した。

＜審議事項＞ 移設可能な街路灯の選定について、資料記載のスケジュール案をもとに事業を進めることと、資料記載の選定のポイントを参考に移設可能な街路灯の検討及びその結果報告（10 月末まで）を栄東発展会に依頼することが全員一致で承認された。

（質問、意見）

- ・建物外壁の看板用照明等によって通りが明るくなるという環境の変化もあり、大分間引けるのではないか。
- ・必要以上に街路灯を整備したと思われる方がいるかもしれないが、栄 4 丁目の整備段階では、路面が 20 ルクスの明るさになるように専門業者に整備位置を設定させ、その位置をもとに整備してきた実態がある。実際に整備した結果、栄 4 丁目は明るすぎる印象があることと、栄 5 丁目の整備を早く進めるという観点でも、栄 4 丁目の街路灯

を間引いて栄5丁目へ移設するという方針となった。

4. 防犯事業 防犯カメラの整備について

防犯カメラの整備について資料のとおり説明した。

＜審議事項＞ 防犯カメラの整備について、資料記載の仕様案及びスケジュール案をもとに事業を進めることが全員一致で承認された。

（質問、意見及び回答）

- ・警察が閲覧した画像について、実際に事件に関連した情報があったかは把握しているか。閲覧回数の多さと事件との関連の有無を踏まえて更新するかどうかを決めているのか。
→閲覧された画像が捜査に関連があったかどうかは事務局で警察等に確認・記録しているが、関連があることがほとんどである。
- ・資料のイメージ図では街路灯の灯具のすぐ下にカメラがあり、照明の邪魔になるように見えるが、実際の設置位置はどうなっているのか。
→照明の障害にならず、防犯カメラの画角も両立できる位置に調整して設置している。
- ・閲覧回数の多い通りは事件等が多く危ない通りであり、街路灯の更新整備の際にもっと明るくする必要がある場所という認識をしてよいか。
→別の場所で起きた事件の前後の移動経路を確認するために閲覧する場合もあるため、必ずしも閲覧したカメラの場所で事件が起きているとは限らない。
- ・警察から協議会の防犯カメラ閲覧依頼があった場合、地域としてどのように案内すればいいか。
→協議会事務局へ連絡いただくよう案内いただきたい。

■報告事項

1. 街路灯整備事業 街路灯の維持管理について

街路灯の維持管理について資料のとおり報告した。

（質問、意見及び回答）

- ・電灯料削減のため、地熱発電やソーラー発電利用という案もあるかもしれないが、地熱発電の実用化はまだ先が見えず、太陽光発電は天候により安定電源とならずバックアップで電力会社との電気契約が必要となるため、現行の電気契約が妥当だと思う。
- ・事務局より街路灯の経費削減に係る運営会議での提案内容について共有する。役員より、ソーラー発電も含めた現行の街路灯モデルの見直しとそれによる整備及び維持管理経費の調査実施の提案があり、今年度の整備はスケジュールの関係で現行の街路灯モデルで進めるが、同時並行で調査を実施することとなった。調査結果については随

時報告する。

2. 地域活性化事業 夏まつりの実施について

夏まつりの実施について資料のとおり報告した。

（質問、意見）なし

■確認事項

1. 栄東まちづくり協議会について

栄東まちづくり協議会について横井委員より資料のとおり説明した。

（質問、意見）なし

■その他

1. 次回会議の日程について

次回協議会は7月3日（木）18:00より栄東まちづくり協議会会議室にて開催する。

以上